別記様式第３号（第６条関係）

（表）

|  |
| --- |
| **登別市営住宅入居請書** |
| 　私は、登別市営住宅に入居するに当たり、登別市営住宅条例その他の法令を遵守し、私の責めにより登別市に損害が生じたときは、連帯保証人と連帯して賠償の責めを負います。連帯保証人は裏面の責務を承諾し、入居者と連帯して本請書から生じる一切の債務を極度額の範囲内で保証する。極度額　　　　　　　円（入居当初家賃の２４月分）令和　　年　　月　　日 入居者　本籍地現住所 フリガナ氏名　　　　　　　　　　㊞　年　　　月　　　日生 連帯保証人　本籍地現住所　　　　　　　　　　　　　　　　フリガナ氏名　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（入居者との関係：　　　　　　）　年　　　月　　　日生　　　登別市長　　　　様 |

　注１　太枠の部分に記入してください。

２　連帯保証人の所得を証明する書面及び印鑑証明書を添付してください。

３　裏面の守っていただく事項等をご確認ください。

　＜処理欄＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入居年月日 | 年　　月　　日 | 備考 |  |  |
| 敷金納入年月日 | 年　　月　　日 |

（裏）

　　　＜＜入居者が守っていただく事項等＞＞

　　　・　市営住宅にはじめに同居した以外の親族の方を同居者としようとするときは、あら

かじめ承認が必要となります。

・　入居者は、毎年、市長に前年の収入を申告していただきます。申告を怠ったり、収

　 入の報告を拒否したときは、近傍の同種の住宅の家賃がかかります。

・　月々の家賃は、収入に応じ毎年変わります。この家賃は、当月分をその月の末日ま

　 でに納めなければなりません。

・　月々の家賃は、災害にあったときや、病気にかかったとき、収入が減ったときなど

　 に、減額、免除又は徴収の猶予をすることができます。この場合は、申請が必要です。

・　市営住宅の修繕にかかる費用は軽微な修繕などを除いて市が行いますが、入居して

　 いる方の責めにより修繕が必要となった場合は、入居している方の負担になります。

・　市営住宅の使用に当たっては、必要な注意を払い、住宅を正常な状態において維持

　　してください。

・　住宅は、転貸してはいけません。また、住居以外の用途に使用したり、模様替

　 や増築をしようとするときは、あらかじめ承認が必要です。

・　市営住宅は、住宅を壊すときや建て替えるときなどに、法令に従って住宅の明渡し

　 を求めることがあります。この場合は、申出があれば他の市営住宅や建て替えた住宅

　 に入居することができます。

・　家賃を３月以上滞納したとき、市営住宅などを故意に壊す行為をしたとき等には、

　　　 市営住宅を直ちに退去するように請求することがあります。

・　市営住宅では、市長が必要と認めたときや、市営住宅の明渡しをしようとするとき

　　　　に、職員や管理人などが住宅の検査をすることがあります。この場合は、検査にご協

　　　　力ください。

・　このほか、登別市営住宅条例その他の法令を守り、良好な住生活を維持するよう努

　　　　めてください。

・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6

 号に規定する暴力団員であることが判明した場合であって市営住宅の管理のため特に

　　　　必要があると認めるときは、勧告を行い、従わない場合には明渡請求をすることがあ

　　　　ります。

＜＜連帯保証人の責任について＞＞

　　　○　入居者が滞納した家賃の債務、法令等に違反した場合、入居者に代わって一切の

　　　　義務について責任を負うことになります。

　　　○　入居者の不慮の事故や病気の際の緊急連絡、入居者の死亡時における財産管理（残

　　　　置物）等の様々な問題に対応します。

　　　○　入居者は住戸の保管義務があるため、入居者の責めにより修繕が必要な場合は原状

　　　　回復しなければならないので、その修繕に要する費用を賠償することになり、連帯保

　　　　証人も同等の責務を負うこととなります。